

出産・子育てに関する支援の拡充について

健康寿命推進室 母子保健課

1. 政策等の背景・目的及び効果

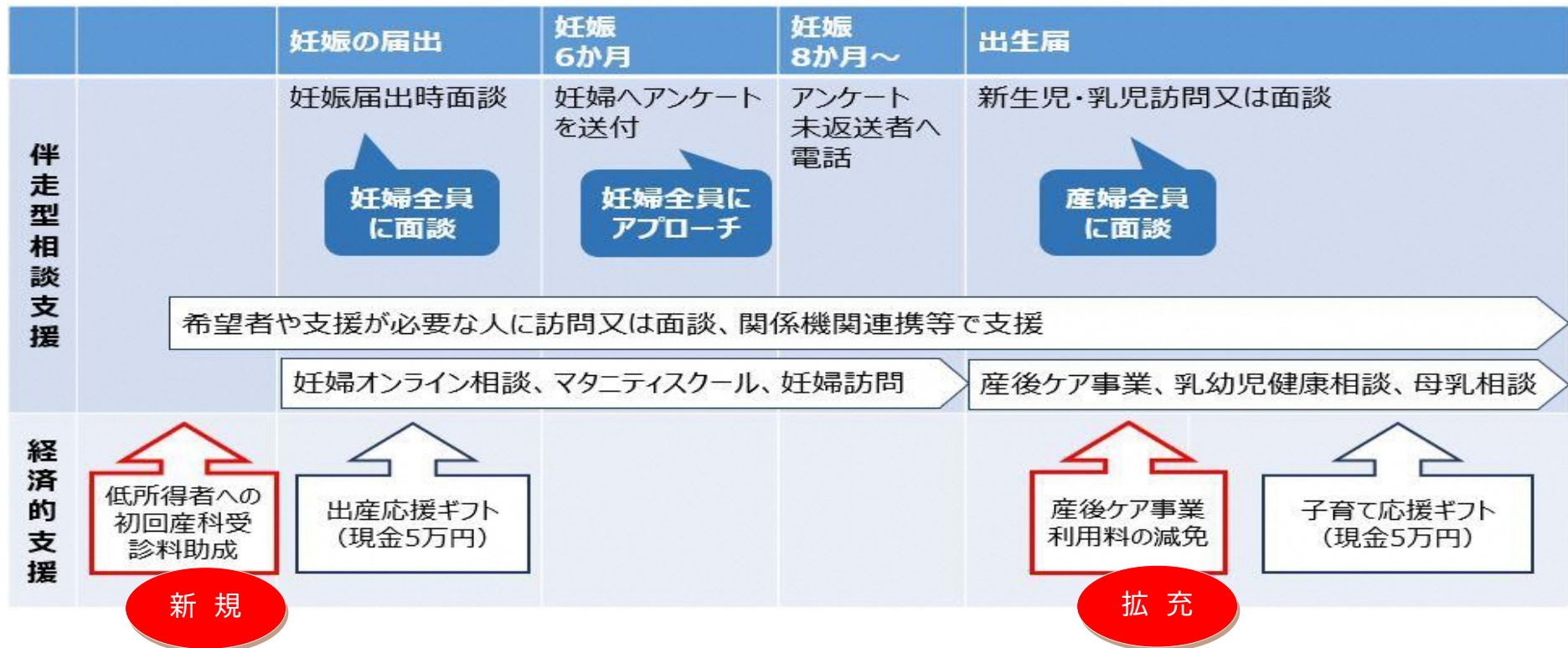
国においては、令和4年度（2022年度）第2次補正予算において「出産・子育て応援交付金」が創設され、全ての妊婦や子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、妊娠から出産・子育てまで一貫した「伴走型相談支援」と「経済的支援」を一体として実施するよう示されました。これに基づき、本市においても「出産・子育て応援事業」として、令和5年（2023年）2月の開始に向けて準備を進めているところです。

併せて、令和5年度（2023年度）から、伴走型相談支援と一体的に実施する取り組みとして、新たに「低所得の妊婦に対する初回産科受診料の助成」や「産後ケア事業の利用料の減免」の経済的支援の拡充が示されたことから、本事業を活用した子育て環境のさらなる充実に取り組むものです。

2. 内容

「出産・子育て応援事業」では、妊娠届出時に妊婦へ面談を行い「出産応援ギフト」の申請について周知し、出生届出後の新生児訪問においては、「子育て応援ギフト」の申請について周知を行います。また、妊娠期においては、妊婦全員へアンケートを実施し、希望者については訪問や面談などの支援を実施します。今回の経済的支援の拡充として、妊娠期においては「低所得の妊婦に対する初回産科受診料の助成」を、出生後においては「産後ケア事業利用料の減免」を実施します。

なお、「出産・子育て応援事業」における伴走型相談支援の実施に伴い、現在実施しているこんにちは赤ちゃん事業（乳児全戸訪問事業）につきましては、一部運用について所管部と連携し見直しを行います。



(1) 低所得の妊婦に対する初回産科受診料の助成（新規）

①目的

低所得の妊婦に対して、経済的負担の軽減を図るとともに、妊婦の状況を継続的に把握し、必要な支援につなげるため、初回産科受診料の費用助成を行います。

②内容

対 象	住民税非課税世帯の妊婦
助成額	初回の産科受診料から上限10,000円分を助成
助成方法	a) 又は b) の方法で助成 a) 産科受診前に母子保健課に申請。受診時に受診料減免の券を提出し、差額を自己負担分として支払う。 b) 産科受診時に全額自己負担し、受診後に母子保健課へ申請し、減免分の償還をうける。

(2) 産後ケア事業利用料の減免（拡充）

①目的

退院直後の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う「産後ケア事業」について、利用しやすい環境を整えるため全ての産婦に対して、利用者負担の減免を行います。

②内容

	枚方市					国制度内容
利用料金		非課税世帯 生活保護世帯		課税世帯		a) 非課税 ⇒5,000円/回利用料減免
		R4	R5	R4	R5	
	ショートステイ	1,400円	600円	5,600円	3,100円	b) 全ての産婦 ⇒2,500円/回利用料減免 ※b) 食費代は自己負担
デイサービス	700円	無料	2,800円	300円		
助成上限数	7回 (R4と同様)					5回
利用方法	初回申請時に7回分のクーポンを配付し、産後ケア事業利用当日施設へクーポンを除いた金額を支払う。					—

③産後ケア事業利用実績 [令和3年度(2021年度)]

	合計	非課税世帯・ 生活保護世帯	課税世帯	実人員	産婦1人当たり 平均利用日数
ショートステイ	146泊	8泊	138泊	63人	2.3日
デイサービス	65日	2日	63日	46人	1.4日

3. 今後のスケジュール

「低所得の妊婦に対する初回産科受診料の助成」：令和5年(2023年)4月開始予定

「産後ケア事業の利用者負担の減免」：令和5年(2023年)4月開始予定

4. 総合計画等における根拠・位置付け

総合計画 基本目標 健やかに、生きがいを持って暮らせるまち
施策目標 14 安心して妊娠・出産できる環境が整うまち



5. 関係法令・条例等

母子保健法

6. 事業費・財源及びコスト（補助率：国 1/2、市 1/2）

（1）低所得の妊婦に対する初回産科受診料の助成

令和5年度（2023年度）（令和5年度（2023年度）当初予算に計上予定）

《事業費》500 千円

支出内訳 補助金 500 千円：10 千円×50 人

《財源》一般財源 250 千円、（国）母子保健衛生国庫補助金 250 千円

（2）産後ケア事業利用料の減免

令和5年度（2023年度）（令和5年度（2023年度）当初予算に計上予定）

《事業費》＜産後ケア事業総事業費＞ 9,390 千円

支出内訳 産後ケア事業委託料 9,365 千円

印刷製本費 25 千円

＜産後ケア事業事業費の内、産後ケア事業利用料の減免（拡充分）＞ 667 千円

支出内訳 産後ケア事業委託料 667 千円

《財源》

＜拡充分＞一般財源 334 千円、（国）母子保健衛生国庫補助金 333 千円